平成２６年（フ）第５７６号
東京都練馬区関町北４―35―32―301、住民票上の住所東京都武蔵村山市残堀１丁目12番地の９Ｓｏｌｅａｄｏ１102号
債務者　倉島利恵子
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月１日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１１６０号
神奈川県藤沢市辻堂３丁目18番67号チェリースクエアー202号室
債務者　坂本　　藍
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月３日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４０１号
東京都八王子市中野町2114番地２桜ハイツ102号
債務者　金尾　龍一
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５６２号
東京都八王子市西寺方町76番地八王子福祉園職員住宅３Ｂ306号
債務者　關根　寛子
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４７号
栃木県小山市西城南５丁目12番地10　コーポグリーングラスＡ棟101号室
債務者　瀧田　晃世
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月７日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第３０５号
静岡県島田市月坂２丁目５番地の８
債務者　山本　　慎
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月７日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２９号
愛知県豊橋市野依台２丁目１番地１　Ｂ―614、従前の住所北海道恵庭市駒場町１丁目８番９―101号
債務者　岩清水　剛
1　決定年月日時　平成26年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月６日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第３３号
静岡県藤枝市岡部町新舟138番地
破産者　村越　敏男
1　決定年月日　平成26年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５３号
静岡市清水区平川地22番12号　静鉄狐ヶ崎第１マンション107号室
破産者　杉本　葉子
1　決定年月日　平成26年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２４号
奈良県大和郡山市矢田町6449番地15　レオパレスヤマダ２・105
破産者　馬塲　武士（旧姓笹本）
1　決定年月日　平成26年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２７６号
札幌市手稲区新発寒５条８丁目９番12号
破産者　永原　顯一
1　決定年月日　平成26年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９２号
北海道小樽市稲穂３丁目18番112号　伊藤ビル３Ｆ―Ａ、開始決定時の住所北海道小樽市錦町４番13号
破産者　佐藤　竹榮
1　決定年月日　平成26年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第９３号
茨城県潮来市築地895番地
破産者　堀江　　光
1　決定年月日　平成26年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第１２７５号
さいたま市見沼区深作３丁目17番地２　サンハイツ遠藤102号
破産者　岡田　正明
1　決定年月日　平成26年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３９号
富山市鵜島1683番地１　多賀貸家南２号
破産者　アジャンタこと　石﨑　和生
1　決定年月日　平成26年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６２９号
静岡県牧之原市静波2885番地４ウィステリアＩ202、開始決定時住所静岡県牧之原市道場197番地９
破産者　増田富美子
1　決定年月日　平成26年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部